

令和元年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会

令和元年6月20日（木）

東京都第二本庁舎 31階 特別会議室22

**【新田見契約調整担当部長】** それでは、お時間が参りましたので、これより令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の新田見でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成30年度の第1・四半期に発注した工事についてご審議いただきます。また、平成30年度の第1・四半期に談合情報処理を行いました事案について、あわせてご審査いただきます。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公平性、透明性の確保にお力添えをいただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者については、お手元の資料の2枚目のとおりでございます。紹介は割愛させていただきます。

なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただいております。ご了解のほど、お願いいたします。

次に、定足数のご報告をいたします。当第一監視部会は、現在は4人の委員によって構成されており、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は4人の委員の皆様が全員ご出席いただいておりますので、当部会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、遠藤部会長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議等なし）

**【新田見契約調整担当部長】** それでは、遠藤部会長、よろしくお願いいたします。

**【遠藤部会長】** それでは、今日は第1回の監視部会ということでございまして、6つの案件について審議いただきますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

では、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いいたします。

**【武田電子調達担当課長】** 電子調達担当課長の武田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議として、平成30年度の第1・

四半期に契約した工事についてご審議いただきます。議案は6つでございます。

次に、要綱第2条第6号に基づく談合処理情報に係る審査として、平成30年度の第1・四半期に談合情報処理を行いました事案についてご審査いただきます。こちらの議案は1つでございます。

続きまして、本日お手元に配付いたしました資料について確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、まず紙でご用意いたしましたのがA4縦の次第一式と、それから定例審議対象事案の抽出についてというA4の横の資料1枚、こちらに本日の定例審議案件の一覧がございます。定例審議議案の議案1から議案6及び談合情報処理審査の議案7につきましては、お手元のタブレットに入っております。ページにつきましては、PDF資料の中央下部にあるページを使って会議を進めさせていただきます。また、議案1と2に係る参考資料を補足資料として別紙で用意しております。

このほか、机上には東京都契約関係規程集をご用意いたしましたので、必要に応じご参照ください。

資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでごらんいただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 事務局からの説明は以上でございます。

それでは、遠藤部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【遠藤部会長】 それでは、まずはこの後審議を予定している定例審議の事案について、資料1、A4の横のものに沿って説明させていただきます。

平成31年3月29日に開催された平成30年度第2回入札監視委員会において、令和元年度の定例審議の対象案件の抽出方法は、契約金額が高額な事案、高落札率の事案、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたものと決定されました。これを受けまして、当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長、私が決定すると決めております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっておりますので、審議に当たり、いま一度ご確認ください。委員の皆様には幾つかお選びいただいたわけですが、審議の時間の都合等で、複数の委員の方が選ばれたものを中心に私が最終的に決定させていただきました。

よろしいでしょうか、ご確認いただいたということで。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 今回の定例審議6案件は、全て入札契約制度改革試行中の案件でございます。

それでは、これより審議に入ります。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開といたします。後日、審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定でございます。

では、取材の皆様はご退席をよろしくお願いいたします。

(取材関係者退室)

【遠藤部会長】 準備できましたでしょうか。

では、港湾局の皆様、入室のほうをよろしくお願いいたします。

(港湾局職員入室)

【遠藤部会長】 それでは、まず議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をよろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 契約調整担当課長の荒山でございます。

まず、議案1の事業所管局でございます港湾局の出席者を紹介させていただきます。

【港湾局 千明建築調整担当課長】 港湾局の建築調整担当課長の千明でございます。よろしくお願いいたします。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 整備調整担当課長の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

【港湾局 湯地財務課長】 総務部財務課長の湯地と申します。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案の1をごらんください。高額・高落札率事案といたしまして抽出された案件で、件名は、13号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事でございます。

本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、希望者、指名者、応札者、全て1者で、落札率は98.9%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【遠藤部会長】 今日審議いたします本件も含めまして、各事案の内容につきましては事前に事務局から説明を受けております。議案の提供も受けているところでございますので、内容について事前にお読みいただいた中で質問や意見のある委員の皆様は、挙手にてお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【木下委員】 委員の木下と申します。

この案件は、先ほど部会長からお話ありましたように入札制度改革のちょうど途中ということで、最初は1者入札のために中止、その後は不調、しかもその場合は、2回は予定価格公表事後、そして3回目は予定価格事前公表で、さらに1者応札でも開札をするとい

うふうに、制度の変更の流れをそのままあらわしたような手続になりました。

調達側といいますか発注側のお立場として、このような入札の変更が業務に与えた影響がどうだったかということについてお話をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 今のご質問でございますけれども、当初発注が不調ということで、こちらが1者以下のため中止ということになってございまして、2回目でやっと応札はしていただきましたけれども、そこで辞退ということになりまして、工期として、こちらについては2回目までが2020年の3月末まで工事を予定しておりましたが、こちらが間に合わないということで2020年の6月末までということとなり、ちょうど3カ月工期が遅れたという影響が出ております。

【木下委員】 工期が遅れたということなのですが、結局3回目、事前公表で、さらに1者でも開札をするということで落札ができて工期が出たわけですけれども、結局、今回の入札制度改革は発注者側から言えばよい結果だったのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

【荒山契約調整担当課長】 契約制度を担当しておりますので、こちらのほうで申し上げますが、まず入札契約制度改革というものの一番初めにつきましては、いかに多く入札の参加者数を増やすかというところが大きな目的でございます。財務局契約における大きな契約案件につきましては、1回目の入札で希望者が1者だった場合には一回中止を行い、今回のように、2回目以降は1者でも入札を継続しますという制度になっています。今回は2回目で2者希望がございましたけれども、1者が辞退で、1者は応札していただいたのですが予定価格超過ということでたまたま不調となり、結果的に3回目になってしまっています。入札の参加者数を増やすという大きな目的の中で進めた1者中止ですけれども、やはり入札監視委員会の検証結果報告書でもあったように、この1者中止については事業に遅れが出てしまうというところ、そこがやはり大きな問題だろうというところで、入札の参加者数を増やすことはもちろん一番大きな目的ではあるのですが、その部分については、初めからできるだけ入札の参加者数を増やすというところに主眼を置いて、1者だからといって一律に中止にするということはちょっとやり過ぎではないかというようなご意見も踏まえた上で、今回、本格実施に当たってはこれを取りやめるというような流れになったものですから、制度所管として総括するというのはなかなか難しいところですが、1者入札の中止については、そういった経緯で今回の入札契約制度改革の本格実施に当たり取りやめたということだと認識しています。

【遠藤部会長】 よろしいですか。いかがでしょうか。

【木下委員】 私のほうは結構です。

【森岡委員】 その参加者をふやすということで、実際はただ、3回札を入れさせたけどその1者しか出なかったというような結果なのですね。これは後から振り返って、どうしてその1者にしか希望してもらえなかったのかというのは分析されておりますでしょうか。

か。

【港湾局 千明建築調整担当課長】 今回、希望者が少なかった、1者になった理由といたしましては、工事場所が海上の人工地盤での特殊構造となる特殊な条件であったということでございまして、一般的な建築工事に比べまして非常に難易度が高くて、かつリスクがあるというふうに企業の方々が判断されたためだと思っております。また、近接するその岸壁工事などの調整ですとか限られた施工ヤードといったような制約なども要因に入れて、結局、企業としては見送ったのかなというふうに思っております。

【森岡委員】 そうすると、今の話からすると、もう何かいろいろ工夫をしても受けられるところはもともと相当少なかったということで、似たような工事があれば、またこういうことは起きてしまうかもしれないと、そんな感じでしょうか。

【港湾局 千明建築調整担当課長】 今回難しい工事なのですけれども、施工会社を限定するような特定な、特別な工法ですとかを採用しているわけではございませんので、基礎も、基礎工事の土木と本体工事の建築等もそれぞれ異なったJVで構成されておるといふこともございまして、言ってみれば、いろんな機会は、いろんな方が参加していただけるという条件は整っているのですけれども、結果といたしまして、いろいろヒアリングもしたのですけれども、やっぱり昨今の人手不足ですとか事前に公表された予定金額、そういったものというのを判断してやっぱり見送ったのかなというふうに考えております。

【森岡委員】 ありがとうございます。

あともう1点、よろしいでしょうか。予定価格のことなのですが、2回目で結局、予定価格超過で、3回目は予定価格がかなり上がった上でこの範囲で何とか落ちたということだと思っておりますけれども、それで、これは業者のほうが見込んでいたものと東京都のほうで考えた予定価格にずれがあったのかなという気はするのですが、そのあたりは事後的に分析されてどうお考えになっているのでしょうか。

【港湾局 千明建築調整担当課長】 今回のヒアリングもいたしましたけれども、不調の前後で、価格に関しましては都の基準単価ですとか刊行物等の単価、あるいは見積規約をもとに算出しております、算出方法に関しましては前後変わりがございません。不調前なのですけれども、スケールメリットですとか、あるいは見積金額と、それから刊行物の価格差なども考慮しまして、それで精査した上で決めた金額でございます。

ただ一方、不調後、やっぱりヒアリングの調査等を行いまして、材料費が高騰しているということと、それから現場の技術者ですとか職人不足といったようなことがわかりまして、予定価格が、実際は実勢価格とは乖離していることがそのときにわかったわけでございます。そのために積算の基準単価ですとか事前修正をしたりとか、あるいは見積もりの製造業者への再度の取り直ししたりですとか、あるいは社会経済状況等の変化と把握といったようなさまざまな調査を行いまして、精査に精査を重ねまして、積算基準がございまずので、積算基準に基づいて予定価格を設定いたしました。

【森岡委員】 ありがとうございます。

多分このオリンピックに向けて、そういう資材の高騰とか人件費も上がっているという話はよく聞く話で、そうするとこの件に限らず、こういうことは結構起きていたりするという感じでしょうか。港湾局さんの把握されている限りで結構なのですが。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 いろいろこの不調というものに対しては、特に設備系の工事については幾つか不調になっている案件もございますので、同じように人件費のこととかが影響しているのではないかなというのは感じております。

【森岡委員】 こういうのは、直前の状況というか見込みというか、そういうものはなかなか予想が立ちにくいところではあるのでしょうか。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 そうですね。ちょっと実態的にこの工場でどういうふうな形でどのくらいいろいろな業者というか、いろいろな工事が発注されているのかと、ちょっとそういうのは把握ができないものですので、ちょっと事前に予想というのが難しいとは思っております。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【若林委員】 若林です。

こちらの入札の経過なのですが、2回目予定価格超過で応札した、これも最終的な落札者の五洋・東亜建設共同ということでよろしいんですね。このときには60億8,000万程度で入れていて、3回目については価格の事前公表があったにもかかわらず、それより低い59億8,000万程度で落札をして、その後、契約の変更があって60億5,000万に最終的な金額が上がったという経緯をたどっているという理解なんですけれども。

ちょっと2つ質問がありまして、1つ目で、その3カ月の間にこの同じ落札者、五洋・東亜建設において、60億8,000万から59億8,000万に入札金額を下げられた、その下げた理由というのはどういうものがあつたのか。最終的なその契約変更の段階では、その部材調達の価格なりそういったものが関係して契約変更になっているという理解なんですけれども、そういった部材の調達に関する金額でその金額を下げたという事情があつたのかというのが1つ。

あと、こういった形で部材調達、機材の調達とか部品調達とか、そういったことで契約変更が落札後に起きている案件というのが非常に多いという理解なんですけれども、入札時において必要な部材、資材、そういった価格というのはどのように業者に設定をさせているのか、いつの時点を目安としてどのような根拠で金額を算定させているのか。さらに、実際には落札後どの時点で調達をさせているのか、最終的にその部材なり資材なりの価格というのがどの時点で決められているのか、決めさせているのか、そのあたり、ちょっとご説明いただけると助かります。

【荒山契約調整担当課長】 まず、1点目につきましては、今、ご質問は2回目の応札額と3回目の応札額で、3回目の応札額が少し下がりましたよねというようなところの事業者側のどういうふうな捉え方をされたのかというようなご質問だったかと思うのですが、ここは事業者側の応札のところですので、私どもでは本当に推測でしか物は申せませんけ

れども、やはり2回目のときは予定価格が事後公表だったものが、3回目、事前公表に切りかわったというところで、事業者側としてはどうしてもこの案件を落札したいという中において、予定価格、事前公表というところの数字を見た中で、そうすると当然に自分のところだけじゃなくて、ほかの事業者からもまた応札の可能性もあるわけですので、その中で、自分の中でとりたい場合につきましては、そういったことも考慮した中で、その予定価格より低い価格で申し込まれたのかなというふうに思っています。

なお、1回目と2回目はJVで、五洋・東亜・東洋という3つのJVだったのですが、3回目では五洋・東亜のJVということで2JVになっていまして、実は2回目と3回目では構成員が微妙に変わっているという状況ではございますので、一応その旨合わせて回答いたします。

【港湾局 千明建築調整担当課長】 JVさんがどのような基準の価格を入れているのかということは、我々は具体的には——契約変更だけですね。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 すみません。今回、契約変更をした内容でございますけれども、部材については工期を遵守するためにちょっと工場のほうで業者さんのほうが発注をかけたところ、その段階でいろいろな部材の発注がかかっていたということがわかりまして、そこのところでだちょっと調達に間に合わないということになりまして、別の鋼材の種類の変更を一部させていただいて、そちらについては本当に工期を遵守するためということですので、必要最低限の部分のみということで鉄骨の立ち上げ部だけ、一番下の本当に少しの部分だけということで鋼材の種類変更を行ってございます。その変更によって、今回増額変更となっておりますので、鋼材が手に入らなかったのも、その鋼材の価格を上げたというわけではなくて、手に入らなかったということで、ちょっと別の部材をそこで、種類のものを入れたということで、それによって価格が少し上がったというものでございます。

【若林委員】 じゃあ、発注者側の要請でその部材の種類を変えてもらったということになるのですか。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 そうですね。甲乙協議という形にはなっておりますが。

【若林委員】 その工期を優先するために、部材を変えてでも工期を遵守してほしいということで話を進められたということですかね。

【岡村契約調整技術担当課長】 基本的には、設計図書に書いてある部材を使うというのが原則なのですが、今申し上げたとおり、そういった部材の調達に困難である場合、甲乙、受注者と発注者で協議ができるようになっていまして、まず受注者のほうから発注者のほうに、例えば鋼材の部材が手に入らない場合、異なった部材でいいかどうかの協議を行います。それに対して発注者側が、構造耐力上問題が、支障がないような場合につきましては、そういう変更を行って工期を守らせるために、そういった手続を踏むというパターンもあると思います。

【若林委員】 わかりました。

【遠藤部会長】 今、いろいろご質問をいただきましたけれども、手元にあります入札の経過というこの資料を拝見して、いわゆる入札制度改革期間中に合った、1回、2回、3回のシナリオ、どういう場合にはこうしようというのをそのままトレースしたような結果になっているということですが、冒頭、ご質問もあったわけですが、この方法変更自体が効果的であったのかどうかという点については、やはり、言葉を選ぶのが難しいですけど、反省、これ結局、事業は3カ月、4カ月おくれて、かつ予定価格を事前公表するとそのぐらいに張りついて、かつ1者だとその価格でとられてしまうというようなことがあったからこういう制度改革をしたわけですが、結果的に、その事業の進捗のためにつくっておいた安全弁といいますか、そのシナリオにのっとって事業者側のほうが対応、それは当然1者でなくて、ほかにも競争相手がいれば上がったかもしれないわけですが、これでよかったのかなという感じも、正直言っています。

特に、先ほど来ご質問があったように、予定価格を変更した手続については、特に2回目から3回目については、やはりこの2回目の予定価格超過、これは当然札を開いて超過しているというのを見ているわけですね、そこをどこが食い違っているかとかいったようなことは見た上で3回目の予定価格を組んでいるわけだと思えるわけですが、厳しく言えば、業者さんのお話を聞いたということで、先ほどお話がありましたけれども、ひょっとしたら事前公表だともっと競争相手が出てくるかもしれないから下がったのではないかというお話は、事前に想定していたのとは、制度改革のもくろみとはちょっと逆の方向にも効いているような気がいたしますし、やはりこれについてはしっかり、事案として取り上げた経緯もそうですけれども、同じようなことが起こっていいののかも含めて精査していただければなというふうに思います。

委員の皆様、そんなことですね。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 うまくまとめられたかどうかわからないのですが、一旦ここで本議案につきましてのまとめに入りたいと思います。

運用状況等について特に問題はないとのことであれば、今回、改善等にかかわる意見の申し入れはせず、審議結果として、入札及び契約手続等が正確に運用されている旨の報告を行うこととします。あるいは何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。ご意見はございますか。

(異議等なし)

【木下委員】 特に問題はないということで大丈夫だと思います。

【遠藤部会長】 若干釈然としないところがあるけれども、ルール改善の手続にはのっとなって、正確に行われていたということは我々としても納得した、承知したということで、この件につきましては、そのような形にまとめさせていただきたいと思います。

港湾局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(港湾局職員退室)

(水道局職員入室)

【遠藤部会長】　　続きまして、議案2の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いしたいと思います。議案2は、配水管小規模整備工事請負単価契約でございます。

【荒山契約調整担当課長】　　それでは、議案2の事業所管局でございます水道局の出席者を紹介させていただきます。

【水道局 猪狩契約課長】　　経理部契約課長の猪狩と申します。本日はよろしくお願いたします。

【水道局 都丸配水課長】　　給水部配水課長の都丸と申します。本日はよろしくお願いたします。

【荒山契約調整担当課長】　　それでは、議案2をごらんください。高額・高落札率事案として抽出されました案件でございます。件名は、配水管小規模整備工事請負単価契約です。

本件は随意契約案件でありまして、希望者、指名者、応札者、全て65者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【遠藤部会長】　　委員の皆さんはこれ、きっと事前の説明のときに、一体これはどういうことなの、どういうものなのですかというふうにいるいろいろお聞きになったと思うんですけども、その上でご質問、ご意見はございませんでしょうか。

単価契約で随契で多数の業者が応札するというタイプの、ちょっと変わった方式なのかなと思いましたが、こういう契約は一般的にも行われていると、ほかでも行われているということですか。

【水道局 猪狩契約課長】　　水道事業の特質でもあるのですけれども、安定給水を図るために同時多発的に出てまいりますこういった工事案件に迅速に対応するという意味で、複数の業者さんと同じ契約を結ぶということは、ほかの水道事業体のところも、大規模なところでは行っている事例がございます。

【遠藤部会長】　　即応するために、事業者をある意味プールしておいて契約を等しくするというような、少し変わった契約方式だと思いますけど、ご質問はいかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

【木下委員】　　確かに水道というのはいつ事故が起きるかわからないし、起きてから設計して調達したのでは当然、目的を達しないのでこういう方向になると思うのですけれども、このような形で、言ってみれば50者とかいうプールをつくったら、具体的な発生事案に対する個別の契約、基本契約はこの単価契約だと思うんですけど、個別のこの事案、こ

のどこそこの修理、どこそこの工事というのはどういうふうに決定して、どういう順番で業者さんが当たっていくのか、そこに競争性があるのか、その点をちょっと教えてください。

【水道局 都丸配水課長】 50者の履行区域は23区内が履行区域になっております。その50者を、水道局の事業所が区部に7カ所ございます、7カ所に希望をとりまして、事業量を踏まえた上で割り振ります。業者さんは23区内全てできるんですけども、一応事業所ごとに事業量に応じて張りつけて、1件ごとの工事につきましては、これは技術力と価格点の総合評価でやっているのですけれども、上位の者から順番を割り振りまして、これは各受注者さんに順番は通知しております。その順番に応じて受注の機会が均等になるように、これは発注のルールづけ、内規でございまして、そういったものを統一的につくってまして、順番に発注するような形をとっております。

【木下委員】 そうすると、例えばある事業所で大きい工事が出たら順番の高い人とかって、そういうふうになっているのですか。それとも、1番からその次の番に当たるのは次ですよということにしているのでしょうか。それはどちらなのでしょう。

【水道局 都丸配水課長】 順番は全部割り振りまして、それで受注の機会を均等に設けるといことで、順番に出していきます。それで、例えば今ほかの現場が入っていてちょっと受注ができないという場合は、理由書を出していただいて、次の順番の方に出していくという形で。

【木下委員】 パスするという形ですね。

【水道局 都丸配水課長】 そういことです。

【遠藤部会長】 よろしいですか。

【木下委員】 はい。ありがとうございました。

【遠藤部会長】 いかがでしょうか。

はい。

【森岡委員】 森岡でございます。

すみません。この単価同調方式というのがいまひとつまだわかってないので、とんちんかんなことを申し上げているかもしれないんですけど、単純にその見積価格が低い人が契約をするというわけではないわけですよ。技術点が考慮されるということですよ。

【水道局 猪狩契約課長】 はい、そのとおりです。

【森岡委員】 それで、ごめんなさい、今回は65者の希望があつて、65者と契約をしたんですけど。いや、ではないですよ。

【水道局 猪狩契約課長】 いや、50者になります。

【森岡委員】 50者ですよ。

この50者にするという意味なのですが、要は、別に1者にやらせるというわけではなくて複数の会社にやらせて、それで地域ごとにある程度振っているということなのですが、その50でなければいけない理由というのは何かあるのでしょうか。

【水道局 都丸配水課長】 この工事につきましては、あらかじめ時期ですとかそういったものが定められてない、いわゆる発生主義的に発生する工事に対して確実に、かつ迅速に対応しなければいけないということで、工事が同時期に集中することもございます。そういったのを受注者の方が不足せずにきちんとできるように、過去の実績ですとかそういったものを踏まえて、あと、かつ年間を通じて受注者の方には施工態勢をとっていただきますので、一定の発注量が確保できるように、そういったようなことも踏まえて過去の実績などから算出しております。

また、こういった工事の受注者の方は、万が一地震などがあつたときに、地震の復旧ですとか、そういったところも協力していただかなきゃいけないので、そういった復旧の日数ですとか、そういったことも加味して業者の数は決めさせていただいております。

【森岡委員】 要は、少な過ぎると対応できないし、多過ぎるとそのためにわざわざ人を割いて緊急の体制をとってくれないので、ほどよいところを狙わねばならんと。

ちなみにその50者というのは、例えばこの何年来ずっと同じだったりするのですかね。

【水道局 猪狩契約課長】 入れかわりはございまして、例えば30年度契約におきましては、前年度の29年度と比べまして5者の入れかわりがございました。大体、数者の入れかわりは毎年発生しております。

【森岡委員】 すみません。それも伺いたかったのですが、50という数字は変化があるのか、前は45だったのが50になったのか、あるいはもう20年、30年ぐらい大体50で推移しているのかというあたりですが。

【水道局 都丸配水課長】 この間、おおむね50者でやっております。

【森岡委員】 少し懸念をしたのは、要は、どのくらいこの工事について各業者さんがもう依存度というか、ここに頼っているのかわからないのですが、もう固定化してしまってこれが商売だと、それで、ずっと大体同じような数字を出していれば必ずこの人たちが仕事をするということになると何となく競争性が確保できないということが起きるのではないかなと。その5者の入れかわりがどのような事情なのかちょっと存じませんが、例えば代がわりをしてもう廃業するからとかいう程度くらいなら50者の間であればあり得るので、もうちょっと動きがあつたほうが本当は刺激になるのかなという気が、ちょっと私はしたというところでございます。

【水道局 猪狩契約課長】 そうですね、競争の結果でもあるので、5者というのが多いのか少ないのかというのは、ちょっと私もわからないところもあるのですが、こちらの50者のうちの半分ぐらいの業者さんは、この本件の工事関係以外の水道局が発注するほかの1件ごとの工事案件も受注しておりますので、必ずしもこの仕事だけで生計を成り立っている方ばかりではないというふうに考えております。

【森岡委員】 すみません。大体1者平均、その売上額というか年間受注額がどのくらいというのは、何か数字つてありますか。

【水道局 猪狩契約課長】 この契約についてということによろしいですか。

【森岡委員】 はい、この契約についてで。

【水道局 都丸配水課長】 —（非公表部分）—

【森岡委員】 企業規模にもよるので、—（非公表部分）—全く会社によって全然イメージが違うのですが、何となく、すみません、想像してしまって、これは憶測で間違っているのかもしれませんが、ある程度これがかたい食いぶちみたいところで、比較的余り動かないで続いてしまう。ただ、元手の業者さんでやりますだけ言われて実際対応していただけなかったら大変なことになるのもよくわかるので、その辺のころ合いなのかなと思ったのですが、65者も希望されているのであれば、必ずしも50という数字も絶対ではないのではないかというような感じも、ちょっと私としてはしたというところで、これは意見でございますので。

【遠藤部会長】 若林委員、どうですか。よろしいですか。

このやり方自体を、契約締結方法という説明資料が出ているのですけれども、この中で左下の単価同調方式と、一番安い価格を入れた方の価格をもって、高い価格を入れた人からこの価格でやりますかということを聞くわけですね。

【水道局 猪狩契約課長】 はい。

【遠藤部会長】 ここで、この事業者の皆さんは、どういう価格で入れるのが一番いい、ベストウェイかというか、というのはどういう判断に、どうしたらいいのかというのがわかるゲームになっているのかどうかというのがちょっとよく、受注者としてやっぱり価格とかで頑張っている仕事を——ただ、これは応急工事なので、といっても件数としては多くて、やはり工事成績等が上のほうを重視して、ただ、これ地域的にもかなり偏りがある業者さんが選ばれていて、ざっと見ると港区は1者しかいないとか、そういうので業者さんとしてはどういう競争でこの入札に臨んでいるのかなというのが、どういうふうにお考えなのかということなのですけど。

【水道局 猪狩契約課長】 こちらの案件は、ほかの一般の工事案件と同様に予定価格を設定しまして、最低制限価格も設定しております。価格競争といたしましては予定価格を上限として、最低制限価格を下限とするこの範囲内での価格競争になろうかと思うのですが、これに加えて、完全な総合評価方式ではないのですけれども、総合評価に準じた形で技術評価というも行っております。これが価格点と技術点と、こちらの資料の左上のところなのですが、1対1の価格点と技術点と設定しております。なので、この合計の評価点での上位の方で争っていただいていますので、これも加味した形でそれぞれの業者さんというのは金額の札入れ行動をされているというふうに考えております。

【遠藤部会長】 これは、最低制限価格は当然あれですね、今のこういうタイプじゃない一般競争の場合の組み入れ率みたいなものというのは、そのまま使っておられるわけですね。

【水道局 猪狩契約課長】 はい。都のほうで採用をしております国の中央公契連のモデルを準拠しております。

【遠藤部会長】　そうですね。だから、89%とか90%前後にそのボーダーがあるという感じですよ。

【水道局 猪狩契約課長】　はい。上限値、下限値につきましても、一応準拠した形で定めさせていただいております。

【遠藤部会長】　ここに書いてある見積価格というのは、価格同調した結果ではなくて、みんなが同じ数字を入れているというふうを読むのですね、これね。

【水道局 猪狩契約課長】　現在の結果といたしましては、業者さん、同じ金額を入れているのが実態でございます。

【遠藤部会長】　ですよ。これは価格同調をした結果そうなったのではなくて、見積価格がみんな同じ金額と。

【水道局 猪狩契約課長】　実態としてはそうなっております。

【遠藤部会長】　それは、要するに予定価格が事前公表されていて、その組み入れ率の計算が単純なので、選ばれた複数の単価の組み合わせなので、こういうものが65者いて全員が当てているということは、簡単に類推できるというふうに外形的には言っていると思うんですけども、そのことについては、特段の問題がないということよろしいですか。

【水道局 猪狩契約課長】　いや、この点については、予定価格の事前公表と最低制限価格の上限値、これはほかの一般案件でも公表しておりますので、それに準拠した形でやらせていただいているのですが、ちょっと1つ違うのは、ほかの案件工事の場合は何本も出てくる中の1つなのですが、この件は1年間に1回の契約なので、恐らく業者さんとしては、必ずとりたいというインセンティブはちょっと高いのかなというふうに推測をしています。

－（非公表部分）－

【遠藤部会長】　これはちょっと事前にも説明を伺ったのですけれども、－（非公表部分）－、皆さん、見積価格がその価格がすぱっと入っているということで、競争になっているのかどうか、私ちょっと判断が難しいんですけど、こういうことでやっていると、やっぱりこれは数を集めて、この単価で納得してもらって、いつでもお受けをってもらうということが重要な調達案件なのかなと。

私もいい子になって聞くとそういう感じになるんですけど、そういうことよろしいですかね。方法として最適かどうかというのはちょっと議論があるかもしれませんが、いかがですか。

【木下委員】　先ほど私も、どうやって実際決めるのですかとお伺いしたように、やっぱりある意味、業者のプールをおつくりになりたいと、そのプールに入れる業者を選ぶという方法なので、個別の契約の競争性よりもそこに入れるということで、ですから今、部会長がおっしゃったように、価格ではなくてやはり技術点で競争性がありますというところが競争性の担保になっているというところで考えるということで、やはり緊急工事が多

いタイプの調達としては、やむを得ないのかなというふうに思いました。

【遠藤部会長】 よろしいですか。

【森岡委員】 おっしゃるとおりでというか、結局、価格自体全く、先ほどご説明の中で価格でも競争しておられる、実質は価格で競争になってないので、そうすると先ほど申し上げているとその技術点が今見ると、その35点が施工実績に振られて、50点中35点が振られていて、やっぱり新しく新規に参入しようとするところの施工実績で相当ひっかかるのだろうという想像をするものですから、何らかその施工実績が重要なのはもちろんわかるつもりではいるのですが、新しい会社に入ってもらおうということを、その50者というのも限るかどうかもあるですし、何となく、繰り返しですが、既存の圏域的に、外から見ると、もうこの人たちは確実にとれるみたいなのがずっと続いているのではないという不安を抱かせる感じがあって、技術点も、その新たな技術を開発して競争し合っているということがあれば何となくわからなくはないのですが、別にこれを、例えばこの工事を効率的にやったからこういう点数がつくとか、あるいはこういう方式をやるから点数がつくとかというのがあるのかどうかちょっとわかりませんが、何となく今までどおりのことをやっていけば、そのまま残れてしまうのかなという印象をちょっと受けてしまって、何か新規参入の意識を阻害しちゃうのかなという。－（非公表部分）－、これ以上は下がることがないというのはそれで構わないのですけれどもというところでしたね。

【水道局 猪狩契約課長】 よろしいでしょうか。この工事単価契約につきましては、これまでも技術評価というの、平成18年でしたか、に採用して、不断の見直しを行ってきております。また、技術評価の項目につきましても、森岡委員、今、ご発言があったとおり、内容につきましては不断の見直しを行ってきておまして、単にこの本件のものだけではなくて、ほかの案件工事などについても評価を加える等行っておりまして、見直しは行ってきております。これは、今後とも、業者さんの健全な競争ができるような形での不断の見直しを行ってまいりたいと思っております。

【遠藤部会長】 では、ここでプールされた業者さんが、個々の工事ではそれぞれの案件の内容に応じて見積もりをこの単価によってして、その工事を受注するということが約束されているということで、即応できる体制はしっかり担保されていて、かつ工事の成績等でそれによってリストの順番が決まっているということで競争性が一定に担保されると、技術力の競争は確保されているということでよろしいですかね。

（異議等なし）

【遠藤部会長】 それでは、今のほうでまとめさせていただいたようなことで、運用状況等については特に問題ないというようなことであれば、今回、改善案にかかわる意見の具申はせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されているという報告を行いたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（異議等なし）

【遠藤部会長】 はい。では、そのようなことで意見の具申はないということで、適切

に運用されているという判断にいたします。

水道局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(水道局職員退室)

(財務局職員入室)

【遠藤部会長】　　続きまして、東京スタジアム（30）改修工事、議案3につきまして審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】　　それでは、議案3の事業所管局でございます財務局建築保全部の出席者をご紹介します。

【財務局 越智施設整備第一課長】　　施設整備第一課長、越智と申します。よろしくお願いいたします。

【財務局 齊藤課長代理】　　同じく、施設整備第一課課長代理の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

【財務局 天野統括課長代理】　　同じく、施設整備第一課統括課長代理、天野と申します。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】　　それでは、議案3をごらんください。1者入札事案として抽出されました案件でございます。件名は、東京スタジアム（30）改修工事です。

本件は一般競争入札により発注を行ったものでございまして、希望者3者、指名者1者、応札者1者、落札率は97.1%となっております。

工事の概要につきましては、次の2ページから4ページのとおりでございます。

説明は以上です。

【遠藤部会長】　　それでは、本事案につきまして質問やご意見のある委員はお願いいたします。

どうぞ、木下先生。

【木下委員】　　木下でございます。

非常に大型の工事で、希望者数3でありながら実際の応札は1だったということで、この2者、言ってみれば希望は出したけれども、要するに内容をごらんになって辞退なのかもしれないんですけども、その辞退理由とかについてはお伺いになっていらっしゃるでしょうか。

【荒山契約調整担当課長】　　すみません。こちらは一般競争入札の案件でございまして、一応3者入札の希望があったのですが、その後、実はリニア談合の指名停止にかかってしましまして、それで2者が、一般競争入札なので指名というふうには書いてありますが、指名というよりも資格の審査の段階で落ちているということで、実際に1者の入札が行われたという事案でございます。

【木下委員】　　すみません。そうですね。

【遠藤部会長】　　よろしいでしょうか。

【木下委員】 はい、ありがとうございました。失礼いたしました。

【遠藤部会長】 若林委員、いかがですか。

森岡委員、いかがでしょうか。

【森岡委員】 何か結果として1者応札ですので、一応手は挙がっていたということでしょうから。

【遠藤部会長】 ちなみになのですけれども、この東京スタジアムの元施工業者というのはどちらだったのでしょうか。

【財務局 越智施設整備第一課長】 お答えいたします。2工区ございまして、元施工者は、1グループ目が大成建設を幹事会社とする大成グループ、2者目が鹿島を筆頭とする鹿島グループ、以上2者でございます。2者のJVです。

【遠藤部会長】 ということは、元施工の業者はやりたいということで手を挙げたのですが、そういった当時の状況の中でおりざるを得ないと、おりざるといふか資格がなくなったということで、この落札された西武・協栄建設共同企業体さんがとったということですね。

【財務局 越智施設整備第一課長】 はい。

【遠藤部会長】 こういう経緯ですけれども、元施工さんの2者とやはりこの最終的に落札された1者さんのJVは、そういった意味で言うと、この工事そのものに関する、やっぱり元施工だといろいろな情報の密度が高いと思いますし、あと、会社の規模自体がかなり違いますけれども、工事の履行のほうは、これは現在、工事中ですね。もうすぐ終わる。終わった。終わった後。

【財務局 越智施設整備第一課長】 6月14日が工期となっております。もう終わったところです。

【遠藤部会長】 そうですか。特段その履行に関しては問題ないと。

【財務局 越智施設整備第一課長】 はい、特に問題ありませんでした。

【遠藤部会長】 そうですか。

発注者としてみると、こんなこと言っていていかどうかわかりませんが、元施工だと規模の大きな会社の2者がやるのと、突然1者しか残っていませんとこちらに決まったということで、これ以上言えないな、何かご心配もあったんじゃないかなという感じはするのですが、その辺は特段問題なかったということですね。履行状況は何ら問題ないと。

【財務局 越智施設整備第一課長】 はい、ありませんでした。

【遠藤部会長】 わかりました。

【森岡委員】 入札の仕組みがわかってなくて一般論としての話なのですが、技術実績評価型総合評価方式でいいのですかね、今回。これで、例えば全く能力に不安のある会社が応札した場合は、そもそもそれを理由にちょっとここはできないだろうということで、不合格にするということもあるのでしょうか。

【岡村契約調整技術担当課長】 技術実績評価型につきましては、価格点と技術点が1

対1になっておりまして、1者の場合ですと価格点が最低制限又は低入にならない限りは応札されます。

【森岡委員】　　ということですよ。何かA・B・C・D・不可みたいなのが1個でもつくると、幾ら価格点があってもだめみたいなルールではないので、複数応札があつて初めて機能するので、1者応札の場合は、技術評価といつてもそれは余り意味がないといえませんが、ということにはなってしまうのですかね。

【岡村契約調整技術担当課長】　　あと加えて、参加要件の中で一定規模の実績要件を付しておりますので、全く実績がない参加者はいないということです。

【森岡委員】　　さすがにそんなレベルの、本当に何もやったことのないようなところをうっかりとってしまったということは、普通はないだろうということ。

【岡村契約調整技術担当課長】　　ございません。

【遠藤部会長】　　ほか、ご意見はございますか。

これは無事に履行も終わっているし、2者が応札できなかったという経緯も根拠のあるものでございますので、ご意見がなければまとめさせていただいて、適正に運用されていた案件であるということ判断したいと思います。いかがでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】　　それでは、ちょっと早目に終わってしまいましたけれども、この案件につきましては閉じさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(財務局職員退室)

(下水道局職員入室)

【遠藤部会長】　　それでは、北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事、これ議案4でございませけれども、審議を始めたいと思えます。準備ができましたら説明をお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】　　それでは、議案4の事業所管局でございませ下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【下水道局 浦崎契約課長】　　下水道局経理部契約課長の浦崎と申します。よろしくお願ひいたします。

【下水道局 堀井経理課長】　　下水道局流域下水道本部管理部経理課長の堀井と申します。よろしくお願ひいたします。

【下水道局 内田設計課長】　　同じく、流域下水道本部で設計課長をしています、内田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

【荒山契約調整担当課長】　　それでは、議案4をごらんください。1者入札の事案として抽出されました案件でございませ。件名は、北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事です。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものでございませ、希望者4者、指名者5者、応札者1者で、落札率は98.3%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【遠藤部会長】 それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

じゃあ、若林委員、お願いします。

【若林委員】 毎年、事案の抽出をやっておりまして、このメタウォーター社というところが、かなり複数規模、複数指名、でも、最終的に1者応札というところで名前を見る機会が非常に多いように思うのですけれども、何かこの会社が落札される案件の特殊性があったりですか、あるいはこのメタウォーター社に特殊な技能があるんですとか、そういった、何か1者応札になることが多いことにつながると思われるような事情として、何か思い当たるものというのはございますでしょうか。

【下水道局 浦崎契約課長】 もともとの施工者というところがありますけれども、当然有利な扱いというのは一切しておりませんので、やはり想像しますに、現場の状況とかシステムの理解はしているので、そういうところで一般的な優位性といえますか、そういうものはあるのかもしれないということと、やはりあとは、ほかの応募者が辞退してしまうというところで、結果的にはメタウォーターが応札しているという結果になっているものと思っております。

【若林委員】 ほかの事業者さん、かなり今回も多いのですけれども、最終的に辞退してしまう理由というのは何か思い当たられることはありますか。

【下水道局 浦崎契約課長】 既にご提出しております辞退の理由のところ、やはり技術者の確保が困難ですとか、積算が合わなかったとか、弊社の都合というようなこともありまして、そういった理由で辞退しているというふうに私どもは理解しております。

【若林委員】 私も拝見していて、いつもどおりのというか、一般的な理由で皆さん辞退しているのですけれども、毎年こういった案件が、特にこの会社さんの案件で多いように思われるので、今後の応札者をふやす趣旨で何か考えられる対策とか検討されていることとかというのはございますか。

【下水道局 浦崎契約課長】 やはり、まずは過度な条件をつけないといえますか、応札して下さる方が一人でも多くなるように条件は必要最低限のものをつけるということは常日ごろから取り組んでおりますし、あとは、やはり不調を防ぐという意味でも、いろいろその情報を早目に出したりとか、提出していただく書類を少なくしたりするというような取組はずっと続けておりますので、今後もそういった取組は続けていきたいというふうには思っております。

【遠藤部会長】 よろしいですか。

ほかにご質問、いかがでしょうか。

この他の4者さんが辞退した理由が資料の中の13ページにございますけれども、これはどういうタイミングで、今回のこの案件としてこの質疑があるということでお調べいただいたものでしょうか。そうではなくて、それより前に辞退者が出たので、辞退理由につ

いて確認していたということでしょうか。

【下水道局 浦崎契約課長】 はい。今、電子システム上で辞退の理由を入力していただくことができますので、辞退がわかった時点でこういった結果がわかるということになります。

【遠藤部会長】 そうですね。

この落札された企業が元施工であるというお話で、価格帯ではできないとか、技術者の確保、それからあと、「工事内容を精査した結果、技術的に品質確保が困難と判断し」とか書いてありますけど、やっぱり元施工、かなりこれ、施工業者さんのノウハウだとかそういうようなもの、あるいはある種機器等がその後のこういった再構築、メンテナンスの工事で担当できる業者さんを一般に広く開いてやったとしても、固定化するとか、やっぱり元施工のところしかできないみたいな工事の内容になっていないかということ懸念いたしますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

【下水道局 浦崎契約課長】 仮に元施工者しかできないというような内容でしたら、当然、私どもは随意契約という手もございますので、そういったことにならない、ほかの業者さんでもできる要素があるので、指名競争入札に付しているというところがございますので、そういったことはないのかなというふうに思っております。

【遠藤部会長】 ほかの案件も見なくては何とも言えないところがありますが、1つ、その元施工以外のところが4社おりにいるというような例がここにあるわけですが、ほかの同様工事は、そういうお話ですとそうではない業者さんが新たに参入して、メンテナンスとかこういう再構築工事をとるといようなことは、しっかり実現しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

【下水道局 浦崎契約課長】 そうですね。必ずしも元施工者がとっているという場合だけでもないと、実際そうでございますので、それはそれで適切に入札がされて、結果的に例えばほかの業者が落としたり、この場合は元施工者ですけれども、そういったところが落としているという、それはあくまでも結果だというふうに思っております。

【遠藤部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 この再構築工事というのがどのようなものなのかよくわからないのですが、この設計書、仕様書等、その発注の仕様を決めるに当たっては、東京都の中だけでもそういうのを全部決められるのですか。それとも、ほかの業者さんに提案してもらうとか見積もってもらうとか、そういうことをやってこの仕様を決めていくというようなことがあるのでしょうか。

【下水道局 内田設計課長】 まず工事の概要なのですけれども、再構築工事ということで、水処理とかの施設が古くなってきたということで、これにあわせて高度化なんかも図るものになっております。実際の積算のところなのですけれども、当局側のほうである基準もありますし、ない基準もあるということで、ない基準に関しまして、今回でいくと監視なんかにつきましては見積りをとらせていただいて、そちらのほうを積算のほうに反

映させるというような形をとっています。

【森岡委員】 すみません。要は、例えばこの高圧変圧設備をこうするとか、監視制御設備をこうするとかという、そういう極めて技術的などという話があると思うので、そういうどんな機械にするべきなのかとか、そういうご判断は全部、東京都の中でできるものなのですか。

【下水道局 内田設計課長】 各社特徴がありますので、ある程度幅を持たせるような形の中で指定をしておいて、その中から受注した契約者さんがその中から選ぶという形をとっています。

【森岡委員】 わかりました。ありがとうございます。

【遠藤部会長】 木下委員、どうぞ。

【木下委員】 下水道の処理センターですから、多分都内に幾つもあって、新しくつくったところ、それからこういう再構築工事も言ってみれば定期的に順繰りと出てくる工事なのかなと思っていたんですけども、そうすると元施工した会社が各地にあって、何となくお互いに入札希望は出すけれども辞退、こちらは別な会社が応札する形で別の業者は辞退というような、そういう構図になっていると、本当にそれが競争的な入札希望の出し方なのかなというのが、ちょっとそこが心配だったんですけども、何かそういう、実は何者かグループ、グループとは言いませんけど何者か希望が出るけれども、割と同種のように元施工会社が結局1者残って、ほかは辞退というようなことが繰り返されているというような傾向はないでしょうか、下水道の再構築というようなところで順繰りにあると思うということなのでんですけども。

【下水道局 浦崎契約課長】 結果はこういう結果になっているということで、私どもはその手続は適正ですので、結果は受けとめているというところでございます。

【遠藤部会長】 よろしいですか。あんまりやはりこの業界さんは、こういうことがほかでも起こっていて、つまり元施工とかメンテナンスの事業についてはそういった業者さんが、他者を排除しているという意味ではなく、ずっと継続してやっているという傾向が強い業種だということは、他の発注者さんの案件でもわかっているわけで、そういったようなことからこの案件も選んで検討させていただいたわけですけども、やはりそういう背景、特にこういう機器中心のものというのはどうしても、特に再構築とかということになりますと、何か新しくバージョンアップするとか新しい技術に置きかえるというよりは、もとあるものをもう一度作り直すみたいなような工事ですよ、これ。ということになると、冒頭お話がありましたけれども、競争に付すか、あるいは随契みたいなもので、この業者さんしかできないということでやるかというようなことであるけれども、競争性が働く余地はあるのでこういう形でやっているというところが、実態ともちゃんと、しっかりご説明が整合するようなことの確認というのは、先ほど何となく感じとしては、たまに他者さんがとる場合もあるみたいな感じにちょっと若干聞こえましたけれども、それがどの程度あるのか、それからあと、そういう状況であるとするれば、予定価格の積算とかそう

というのは、かなり業者さんの見積りとかに縛られている可能性もありますので、競争させなくてはいけないということでこういう方法をとっているということが名実ともに担保されるような結果、それからあと、最初につくるときに、やっぱりその後の工事の競争性がかなり抑えられてしまうような仕様での発注というのは、といっても技術力はメーカーさんにあると思うのでなかなか難しいとは思いますが、その辺の全体のストーリーが整合するような調達を全体として組んでいただくようなことが重要なと思います。

今のようなまとめでよろしいでしょうか。

(異議等なし)

**【遠藤部会長】** そうしますと、適正に運用されているというふうに委員会、ここでは判断いたしますので、お話ししましたような点につきましてはちょっと今後も確認いただいて、問題が起きないように進めていただきたいと思いますと思っております。

じゃあ、これにて審議事項4番の下水道局の案件につきましては終了いたしますので、皆様ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(水道局職員退室)

**【遠藤部会長】** それで、全体としては東京スタジアムの案件がさらっといってしまいましたので、15分ほど前倒して進行しております。ここで休憩をとらせていただきまして、10分間休憩をして、5番目の案件に入りたいと思います。55分から始めます。

(休憩)

(総務局職員入室)

**【遠藤部会長】** 皆さんお戻りになられておりますので、休憩を終わりました、海のふるさと村取付道路改修工事、これは議案5でございますけれども、審議を始めたいと思いますので、準備ができましたら説明をお始めください。

**【岡村契約調整技術担当課長】** 契約調整技術担当課長の岡村でございます。

議案5の事業所管局でございます総務局の出席者をまずご紹介させていただきます。

**【総務局 秋山総務課長】** 総務局大島支庁総務課長の秋山と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【総務局 岡本土木課長】** 大島支庁土木課長の岡本です。よろしくをお願いいたします。

**【総務局 辻企画計理課長】** 総務局総務部の企画計理課長をやっている辻と申します。よろしくをお願いいたします。

**【岡村契約調整技術担当課長】** それでは、議案5をごらんください。こちらは、同一事業者によります長期継続受注事案として抽出されました案件でございます。件名は、海のふるさと村取付道路改修工事です。

本件は、希望制指名競争入札で発注したものでありまして、希望者、指名者、応札者、全て6者で、落札率は98.7%となっております。

工事の概要につきましてはタブレットの2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【遠藤部会長】 それでは、委員の先生方、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【木下委員】 木下でございます。

資料22ページにまとめをつくっていただいて、過去5年の入札状況ということでつくっていただいているのですけれども、毎年、少なくとも平成28、29、30年と発注して、これは、発注の規模はそれぞれ年によって違いますけれども、それから、希望者も少しずつ、どうも入れかわりというのがあるようなのですが、結局とられるのは大昌建設さんというところで、毎回、いつも一番安い値段を入れているということのようなのですけれども、非常に微妙な差でそういうことになっているのですが、島しょ部ということで、できる事業者さんが少ないということはわかるのですけれども、こういう微妙な差で毎回同じというのは、果たしてどうなのだろう、特に今回のように2回目で、他者辞退で、順位1位不動で他者辞退という、やはり何か談合とは言いませんけれども、疑いを持たれかねないような入札経過ではないかということで、この事案を選んだことでもあるんですけれども。

実際にこういう状況になってしまうことについて、発注者側で把握している事情とか、業者さんの島内の様子とか、その辺を教えていただけたらと思います。

【総務局 秋山総務課長】 そういった事情ということなんですけれども、過去、平均6者が希望票を出しているというところで、それを指名業者選定委員会において、その指名をしているという状況がありまして、これは、あくまでも毎回入札を行った結果として、結果的に同一業者が請け負っていることというふうに私どもは考えてございますので、特段の理由はないというふうに考えてございます。

【木下委員】 やはり発注者側ですと、そうお答えになると思うんですけど、こう見ると、じゃあ、別の聞き方をしますけれども、例えば平成28年に開札をしたら大昌さんがとって、2,020万円でしたと。ジャスティスさんは、とられた業者さんが2,020万円だった、自分のところと5万円違いだったとかということはあるのでしょうか。そうすると、来年入札するとき、自分のところの見積もりよりもちょっと安く出せばとれるのではないかとかという、普通そういうふうに、本当にとりたいという気持ちであれば、来年、特に平成29年は工事の規模も大きかったので、そういうふうになるのではないかと思うんですけど、今度、また工事の規模が大きくなっても、わずか8万円の差でジャスティスさんは2番手、それから、奥山工務店さんは3番手というような状況を見ると、どうして、自然にこうなったというふうに思えないというふうに見られてしまうというか、私たちは見えてしまうのですけれども、そういうところについて、要するに業者さんに聞くことかもしれませんけど、なぜというのをやっぱり説明がある程度できないと、これで大丈夫なのかなというふうに言われてしまうと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。結果ですと一言で言われてしまうと、そうなのかなというふうにする、疑問はやっぱりどうしても消えないものですから、そこは何か工夫をされていることはあるのか、あるいは、これはもうやむを得ないというふうに思っているらっしゃるのか、その点はいかがでしょうか。

【総務局 秋山総務課長】 業者の選定方法についてなんですけれども、こちらは離島

であるということで、島内の経済活性化に寄与すべき島内業者が請け負える案件については、できるだけその経済活性化に結びつくように島内業者に発注したいというのが支庁の方針としてもございます。

その中で、今回、希望票を挙げていただいているのが島内業者ということもありますので、それをそこで6者という形で、5者以上あれば、そういった形で競争させるということもやっておりますし、競争性も既に担保されているものというふうに考えてございますので、ちょっと結果そうってしまったという、支庁サイドとして、そういったことで何かコントロールできるところがあるものではありませんので、入札の制度にのっとってやった結果としてとしか我々としては捉え切れないというか、そういうふうにはしか考えられないような状況でございます。

【遠藤部会長】 余りお顔は納得していないように拝見いたしますけれども。

【木下委員】 いや、まあそこはもう、何か工夫はないのかなというですね。

【遠藤部会長】 いかがですか。

若林委員、どうぞ。

【若林委員】 前にも離島の案件では、特定の業者さんが長期受注をしていて、しかも契約変更で金額が後で上がっているという案件が多々あるという中で、安易な見積もりで低い価格で落札をして、その後、事情に応じて結構柔軟に契約金額の変更を認めているというような事情はあるのではないかというような趣旨のご質問をさせていただいたこともあるのですが、今回も、やはり長期受注の案件で、離島の案件で、契約金額が後で上がっているという中で、変更理由を拝見していると、強度試験の結果だったとか、暗渠が無筋と想定していたけれども有筋だったとか、余り離島じゃない場所では見ないような変更理由のように、ちょっと素人的には思うんですけども、本当にこういったものは事前にはわかり得ないような事情なのかということと、あと、離島ならではの、こういった事前の調査がしづらいとか、わかりづらい、難しいといった、そういった事情があるのであればちょっと教えていただければと思います。

【総務局 岡本土木課長】 今回の変更内容は、コンクリート塊が無筋から有筋というところなんですけれども、設計上は撤去、壊す部分について想定をしてボリュームを出しているんですけども、実際のコンクリートを壊すという工事、行為においては、しっかり分けられない場合もあるということで、こういった無筋、有筋の分け方というのを現場の状況によって工事の変更をするということ、これだけではなくて、ほかの今の大島支庁の土木課で受けている工事においても、そういった変更というのは、この工事だけではなくてほかでも見られるものですし、処分費が非常にかかるものですので、それについては適正に支払いをするということが、そういった考えに乗って変更の対象としているものです。

【若林委員】 そういった事情は、発注段階では、やはりわかりづらい事情ということになるんですかね。

【総務局 岡本土木課長】 発注段階では一応、もちろん想定はしてやってはおりますけれども、どうしても現場の壊すという行為、きれいに切れるものではないので、コンクリートですと大きい塊になってしまうので、そういった中で現場で判断している。

もちろん逆のこともあり得るということです。しっかり分けられればボリュームも変わる。それによって安くなることももちろんあり得ます。

【若林委員】 特に離島だから発注段階でわかりづらかったことが後でわかるとか、そういったことはあるのでしょうか。

【総務局 岡本土木課長】 コンクリートの壊しについては、離島だからという特に大きい理由はないと思います。

【遠藤部会長】 森岡委員はいかがですか。

【森岡委員】 この大島の中で道路工事ができる業者さんというのは、大体どのぐらいの数があるのでしょうか。

【総務局 秋山総務課長】 一般土木工事という種別というか、カテゴリーの中においての有資格者は29者ございます。

【森岡委員】 29者の中で今回6者指名ということなんですか。希望が先なのでしたか。希望制ですね。何か場所的にみんな同じ町という、元町と泉津に分かれている。元町は港があるところでしたっけね。特に何か偏りがあるとかそういうことではなくてということですかね。

【総務局 秋山総務課長】 大島自体が島としてはかなり大きいところがございます、割と工事箇所である泉津地区に比較的近いところの業者さんが大体傾向的に入札の希望を出しているという状況がございます。

【遠藤部会長】 よろしいですか。

この22ページの総括したものを見て、平成26年、27年は結果的に工事が出なかったと、工事がなかったということですね。それで、28、29、30都連続してあるわけで、特に、今回は予定価格が事後公表になっているわけですがけれども、平成26年のときは不調になるような、これは、つまり不調というより、全社辞退ですね、これ全社辞退と。

この28、29、30の札の入り方が、先ほど委員からもお話がありましたけれども、何となく数字がランダムに、もっと価格が暴れてもいいような気もするわけですがけれども、事前公表の場合でも事後公表の場合でも、何となく行儀のいい数字が並んでいるというところがちょっと、木下委員のおっしゃったことはそういう心配だと思いますけれども、特に1位、2位、3位というところが順番が変わっていないということですね。

一時は、よく1位不動みたいなことがあって、狭い市場でやっていますので、工事をとりたいという意欲の差みたいなことが、正しくない行為によって行われているとはもちろん断言できないのですが、離島だからといって、みんなでお互いをよく知っているし、どこがとれば自分は来ないというのもわかっているわけですね、仕事の取り合いという中では。それはもうわかるわけですね。あそこはあれをとれば、うちはそこはない

ものとして、じゃあ、どこをとるかみたいなのが。

あと一方で適正な、適切に業者さんの数もどこか1者が独占してしまって、ほかはみんなこちらの公共事業を向いてくれないというようなことでも、産業政策的にというか、にもあるような気もしますけど、だけど、それが東京都さんの工事でも離島の工事でもやはり問題になった案件がこの2、3年の間にありましたけれども、余りそれをおもんばかって、この数字を眺めていて大丈夫かという心配を、私はこの数字のばらつきぐあいを見て若干心配になったということと、2回目に入ったところで全部おりてしまって、一番最後の会社に関して言えば、ドタキャンしたということですよ。当日札を入れなかったというようなこともありまして、狭い市場の中ですから、今後もこの入札の札の入り方については、ご担当の皆さんは慎重に経緯を見ていく必要があるのではないかなというふうに思いますけど、委員の皆様、言い過ぎでしょうか、私の意見は。

(異議等なし)

【木下委員】 結構心配ですね。

【遠藤部会長】 ご賛同いただきましたので、現状はルールにのっとって行われているというふうに判断いたしますけれども、私の意見としては、やはりなるべく競争が働くように、地元の業者さん等も、これは今回、これが審議対象になっているということは公表されますね。

ですので、それをしっかり議事録、議事概要等にも書いていただいて、引き続き、ここで行われているような工事の入札結果については観察して、見ていくことが必要だということなどは議事概要に書いていただくのはどうかと思いますけど。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 ご賛同いただきましたので、じゃあ、現状は問題なく運用されていると。それで、今、お話ししましたようなことを附帯して、この件については審議を終わりたいと思います。

それでは、総務局の皆さん、終わりますので、お疲れさまでした。

(総務局職員入れかえ)

【遠藤部会長】 続きまして、6番目の議案でございますけれども、卯辰川復旧治山工事につきまして、準備いただいて、説明を始めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【岡村契約調整技術担当課長】 それでは、議案6の事業所管局であります総務局の出席者を紹介させていただきます。

【総務局 堀総務課長】 総務局三宅支庁総務課長の堀といいます。本日はよろしくお願ひいたします。

【総務局 嶋田産業課長】 産業課長の嶋田と申します。よろしくお願ひいたします。

【総務局 辻企画計理課長】 引き続き同席させていただきます、辻でございます。よろしくお願ひいたします。

【岡村契約調整技術担当課長】 それでは、議案6をごらんください。同一事業者によります長期継続受注事案として抽出されました案件でございます。件名は卯辰川復旧治山工事です。

本件は、希望制指名競争入札にて発注したものでございまして、希望者3者、指名者5者、応札者1者で、落札率は99.7%となっております。

工事の概要につきましては、タブレットの2ページ、それから写真が3ページに添付されてございます。

説明は以上でございます。

【遠藤部会長】 それではこの案件につきまして、ご質問、ご意見をいただけませんか。しょうか。

【木下委員】 木下と申します。

希望者3者で、あえて2者指名を加えて5者ということで入札をしてもらって、ところが、どうも必ず辞退者が複数出ているということで、希望者以外の指名者を入れてもやはり辞退は出てしまうということについては、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

【総務局 堀総務課長】 実際不調ではない場合は、特に確認をしていないので具体的にはわからないのですが、基本的に島の業者はそれほどないので、技術員の手配とか、人員とか、いろんな手配とかがありますので、結果として、入札してお金を入れてこないという会社もあることはあります。

【木下委員】 通常1回の、要するに大きなというか、1つの工事で今のようなお話だと思うんですけど、3年間続けて結局同じ状況になるとなれば、平成28年はそれであれかもしれませんが、29、30と同じことが続いたことについては、島には業者が少なく、ほかにも仕事があるだろうからたまたまということの繰り返しで、果たして島内の建設工事について競争性の確保に何か努力をされているというふうに言えるのだろうかという点がやっぱり疑問に思ってしまうので、そこは、不調にならないから聞いていませんというのでは果たしていいのだろうかというところは、やはり疑問に思うところなんです。

あえて指名を加えてまでしても辞退ということについて、どうしてこの工事をとろうという意欲を示してもらえないのかとかということを考えていくべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

【総務局 堀総務課長】 我々のほうとしてもなるべく競争性を保つために、島内で指名できるところが5者あるんですけど、より競争できるように、なるべく多くのところを入れるということで、希望があるところにプラスして必ずほかの会社も入れて競争していただくという形をとっております。

【岡村契約調整技術担当課長】 ちょっと補足させていただきますけれども、本案件は三宅島島内、管内と申しまして、御蔵島は離れた島にございます。御蔵島に本店営業所を持っている会社というのは、実際に2者しかいないという実情もございます。

【遠藤部会長】 ほかにご意見。

【森岡委員】 今のお話は、御蔵島でこの一般土木工事ができる業者さんは5者ということですか。

【総務局 堀総務課長】 実際は指名できる会社は7者あります。ただ、実績のあるところを指名しておりますので、結果、5者ということになっております。

【森岡委員】 この治山工事、ここの卯辰川の件では三宅島建設工業がとっているわけですが、ほかの発注した事案では別の会社がとっていたりというような感じなのですかね。

【総務局 堀総務課長】 三宅支庁の管内という意味では、その5者のどこかしらがとっております。

【森岡委員】 三宅島建設工業が常にとっているわけではないわけですよね、恐らく。

【総務局 堀総務課長】 支庁全体ではそうです。ただ、御蔵島だけにとって言いますと、先ほど言った事業所があるのが御蔵建設と三宅島建設工業になりますので、そこが落札している工事が多いです。

【森岡委員】 事業所、2者が御蔵島の中にオフィスがあるという意味なんですか。

【総務局 堀総務課長】 そうです。

【森岡委員】 ほかの会社は、オフィスはないけど工事はできるということですか。

【総務局 堀総務課長】 はい。そういうことです。

【森岡委員】 それは、建機とか、そういうものは、島の中にもともとあるということなのですか。

【総務局 堀総務課長】 はい。

【森岡委員】 機械とか、そういうものは、御蔵島にもともと置いてあるようなことなのですか。

【総務局 堀総務課長】 恐らく、三宅島にある会社のほうだと、人の手配とかを御蔵島にしたりとか、建築資材の手配とかをしなければならぬということになると思います。

【森岡委員】 その分、手間暇はかかるのですね。

【総務局 堀総務課長】 はい。

【森岡委員】 そうすると、御蔵島の中に事業所がある2者は、価格競争では有利だろうということにはなりますよね。

【総務局 堀総務課長】 そういうことになります。

【森岡委員】 ちなみに、それが三宅島建設工業と、あとどこなんですか。

【総務局 堀総務課長】 三宅島建設工業と御蔵建設になります。

【森岡委員】 御蔵建設ということですね。なるほど。

【若林委員】 先ほど、ここで指名できる業者が5者で、7者という話は、あとの2者はどういう関係の会社になるのでしょうか。

【総務局 堀総務課長】 東京都で指名、入札できる権利はあるんですけど、実際として、ここもう何年も東京都の工事は請け負っていないので、いつも請負実績のあるところ

から選ぶということにしております。

【若林委員】 なるほど。そうすると現状、その5者以外に入札に参加できる業者をふやせる見込みが余りないという状況なのですか。

【総務局 堀総務課長】 基本的に、島外からの業者も当然希望を拒んでいるわけではないんですけど、実際に積算等々で、特に例えば島外からの旅費を見ているとか、そういう積算をしているわけではないのと、あとは、やはり島の自然環境に熟知しているとか、そういうところを考えると、やはり島の業者というのが一番工事をやるには適しているかなと思っております。

【若林委員】 先ほど実績とおっしゃっていたのは、島での実績のみを勘案されていると。

【総務局 堀総務課長】 そうです。御蔵島と三宅島の実績です。

【若林委員】 御蔵と三宅の実績を勘案されているということですね。

【総務局 堀総務課長】 そういうことになります。

【森岡委員】 素朴なところで、全然わかっていないかもしれないですけど、この工事は、入札に参加したところが自分で全部やるのか、それとも下請に渡すということもあるのですか。

【総務局 堀総務課長】 島内には若干下請の会社もありますので、下請の会社が入ることもあります。

【森岡委員】 実は、その下請で受けるのはどこが受けても、御蔵建設が受けても三宅島建設が受けても変わらないとか、そういうことがあったりするんですかね。

【総務局 堀総務課長】 同じところの可能性もあります。

【森岡委員】 なるほど。なかなかこういう状況で競争性といっても難しいのかもしれませんが。わかりました。

【遠藤部会長】 いかがでしょうか、ほかは。

離島の工事というのはやっぱり特殊な事情があるんだけど、その中で競争性が働くものなのか、それともそうではないのかというのも、ある種見きわめみたいなことが当然ご存じのように、この案件だけではなくて、今回、同一事業者が連続して長期に受注しているという案件は、2つとも島の案件でございますので、入札の状況もごく似ているということで、こういう離島ですと業者数もそう多くは成立しないとか、実際に施工する、技能者を雇っている企業はごく限定されるとかというようなことは想定されるわけで、その中でどうやって競争性をというようなことはあります。やはりこれも見て、みんな辞退してしまって、地元だとおっしゃった御蔵建設さんは全く辞退ばかりという、辞退3回ということですよ。

何かできることはあるのですかね、これは。というのがちょっと。例えば競争性を上げて、複数の事業者が辞退しないで入札に参加してもらわなければいけないみたいなルールを、この30年についてはそういうルールでやっているわけですよ。最終的には1者し

か札を入れなかったけど、おりたということで、指名には応じたという事実で、これが問題になったというか途中でとまらずに来ているわけですけども。

あと、予定価格に非常に近いところで札が入っていると。事後公表になったにもかかわらず、その積算の精度が非常に高いと。これは、これってやっぱり見積もりみたいなものをとっているんですか。見積もりを徴収して予定価格を組んでいるんですか。

【総務局 堀総務課長】 実際、東京都の単価とかほかの単価とかでやっておりますので、そういうのを事業者は結構勉強しております、開示請求とかも結構しておりますので、すごく勉強しているのだと思います。

【遠藤部会長】 ごく狭い市場の中で繰り返すこういう工事をとってれば、積算の精度もおのずと上がってくるというようなこともあるのかもしれませんが。

この案件については、ルールどおりには行われているというふうに考えたいですけど、私としては、それはよろしいですけども、やっぱりこの離島における同一業者による長期継続受注という状況に対して、何か制度の上でとか、発注政策の上でできることがないかは調達担当、契約担当の調整担当の前線の皆さんには、このままでいいかどうかについては、ぜひご議論いただいてもいいかなと、いただいたほうがいいのではないかなと、さっきとの合わせ技みたいな感じになりますけれども。

辞退がやはり、みんな辞退してしまっているということで、ちょっとこのままでいいのかなと、1者がこけたらもうやるところがないみたいなことになってしまうわけで、そういう状態でもいいのかなというようなことは先ほどと同様、つけ加えていただいて、適正に運用されているという判断にしたいと思います。よろしいですね。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 それでは、ご担当者の皆様、退席ください。ありがとうございました。

(総務局職員退室)

－ (談合情報処理審査) (非公表部分) －

これで、全ての議案については、審議は終わったということでございます。

続きまして、議案1から7を通して、総括を事務局のほうで記録していただいていると思いますので、振り返っていただけますでしょうか。

【武田電子調達担当課長】 長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日は、全部で7件の審議をいただいたというところでございます。全ての案件につきまして、入札手続のルールに従って手続がなされており、知事への具申はないという認識だったということでございます。

個別の案件につきまして、ちょっと振り返ってご説明をさせていただきます。

まず、議案1の事案なのでですけども、これにつきましては、高額・高落札率の事案で、客船ふ頭ターミナルの新築工事ということで、希望者、応札者ともに1者となっている事

案でございました。

まず、入札制度改革についてその結果をどう考えるのかというようなご意見がありました。その後、大規模工事なのですけれども、希望が1者と少なかった理由などについての質疑応答があったかというところがございます。また、2回目から3回目の予定価格が大きく上がっていて、特に受注者が2回目から3回目に金額を減らしたということ、かつその後の部材の調達に関しての理由、契約変更などについての質問があったということで、事業局のほうからは、事業者とのヒアリングなどによって精査を行ったこと、契約変更については部材の調達が困難だったというような回答をさせていただいて、基本的にはルールに従って手続をされているというようなお話だったかということがございます。

議案2のほうになりますけれども、これにつきましては水道局の工事でございます、これも高額・高落札の事案で、配水管の小規模の整備工事に関する契約の事案でございました。

ほかでは余り例を見ない契約手法ということで、いろいろと議論をいただいたところがございます。契約した50者にどのように仕事を割り振っているのかとか、なぜ50者にしているのか、50者という数字は変わらないのかとか、各者の受注実績などについても質問があり、質疑応答をさせていただいたところがございます。

結論としましては、いろいろと特殊な契約の事案ではありますけれども、適切に運営をされているということでお話をいただいたところがございます。即応できる体制をとるためということと、技術力の競争性は確保されているというようなお話をいただきまして、基本的には、ルールにのっとって手続がなされているというお話だったかというふうに思います。

それから、議案3のほうになりますけれども、これは1者入札の事案でございます、財務局発注の建築工事ということで、3者希望しましたけれども、応札者が結果的に1者となったということがございます。

元施工者に関する質問を受けた後、これは希望3者ありましたけれども、談合の指名停止ということで、結果的に1者になったというようなことで、入札の経緯についての根拠があったということで、問題はないというようなご発言があったかというふうに思います。それから、技術実績評価型の総合評価方式で、参加者の要件もある程度決めておりますので、全く実績がないところは入れないというようなお話もあったかと思えます。これにつきましても、ルールに従って手続がなされているという結論になったかというふうに思います。

それから、議案4になります。こちらのほうは1者入札の事案でございます、下水道の水処理センターの電気設備再構築工事ということでございました。

指名5者に対しまして、結果として応札者が1者となったという事案でございます、メタウォーターという会社が落札をしまして、それが1者となる理由として何が考えられるかということで、元施工者であるので施設に対してのノウハウは持っている、多少有効

な面はあるかもしれませんが、特殊な有利となるような取り扱いはしていないというようにお話もさせていただきましたし、類似の入札条件につきましても、必ずしも元施工業者が落札しているわけではないというようにお話もさせていただいたところでございます。

これにつきましても、基本的にルールに従って手続がなされているという結論はいただいたところではございますけれども、構築の段階で競争性を阻害することがないようにとか、そういうところで、調達の手続のストーリーが整合するように手続を進めていただきたいというお話があったかというふうに認識をしております。

それから、5番目と6番目につきましては、島しょの案件で、同一事業者による長期継続受注事案ということでございました。

議案5のほうにつきましては、1回目は6者の応札がありましたけれども、価格の超過によって再度入札になって、2回目は、結果として1者応札となったということでございまして、いろいろ島の中での事情を説明させていただきましたけれども、引き続きこういう入札の競争が働くように、入札の手続について観察が必要であるということを議事録に残していただきたいというようにお話があったかというふうに認識をしております。

それから、議案6のほうにつきましても、指名5者に対して、結果として1者の応札となった案件についてご議論いただきましたけれども、なかなか島の工事ということで、特殊な事情というものもご理解はいただけたかというふうに思いますけれども、ルールに従って手続がなされているという結論はいただきましたけれども、離島における同一事業者による長期継続受注案件ということで、制度の上で何かできることがないかどうかを議論していただいたほうがいいのではないかとのご意見をいただいたところでございます。

最後、議案7につきましては、－（非公表部分）－

本当に雑駁ではございますけれども、以上でございます。

**【遠藤部会長】** 今、今日の1から7までの議題に関する議論を総括いただきましたけれども、何かつけ加えるべきこと等はございますでしょうか。よろしいですか。

特に追加のご意見がありませんので、先ほど申し上げた内容で審議結果を確定させていただきます。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了です。

最後に、何かご発言等はございませんか。よろしいですか。

**【遠藤部会長】** それでは、事務局に進行をお返しいたします。

**【新田見契約調整担当部長】** 長時間ご議論いただきまして、どうもありがとうございます。

以上をもちまして、本日の部会のご審議を終了させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、遠藤部会長が今年度9月末をもって、入札監視委員会の委員の任期満了でご退任をされます。第一監視部会にご出席は今回が最後になりますので、恐れ入りますが、遠藤部会長よりご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

【遠藤部会長】 結局何年やったことになるんですかね。3期。

【荒山契約調整担当課長】 4期です、8年。

【遠藤部会長】 随分長くやらせていただきましたけれども、この期間中、皆さんご存じのようないろいろなこともございまして、心配したり、それから困ってしまったなというようなこともあったわけでございますし、今、座っておられる皆さんも、全員が入れかわることが3回ぐらいはありましたわけで、それをずっと我々で見届けてきたわけでございますけれども、これは、やっぱりモグラたたきみたいなもので、気を許すと、どこかでポッポッと出てきてしまうような類いのもので、気を緩めずにやっていただくことが重要かなと思っております。

一番シビアなときは、本当に担当の皆さんがぐったり疲れて研究室に来て、痛々しい限りだったわけでございますけれども、そのときのことを忘れずに、ぜひ今後も、公平公正な調達制度を運営していただきますようお願いしております。

いろいろひどいこともお話ししたかもしれませんが、どうかお許してください。満面の笑顔でやめさせていただくということでございますので、どうもありがとうございました。

(拍手)

【新田見契約調整担当部長】 遠藤部会長、どうもありがとうございました。

それでは、これで部会を閉会させていただきます。委員の皆様方には、長い時間にわたりご審議をいただきました。まことにありがとうございます。どうもありがとうございました。

——了——